

事 務 連 絡

令和5年11月30日

監理団体 各位

千葉県職業能力開発協会長

随時技能検定実技試験に係る材料・工具等の持参について（注意喚起）

昨今、実技試験で必要な材料・工具等の不足、あるいは指示された寸法・規格とは異なる物品を持参して試験が実施できない事例が頻発しています。

試験当日に物品の不足や不備があると、当該試験は欠席扱いとなる場合があります、改めて受検を希望する場合は再度、受検申請（受検手数料納付も含む）が必要となります。また、試験日程も再調整する必要性が生じ、実習計画に大きな影響を及ぼす可能性があります。

下記の事項を必ず各受検企業担当者に周知し、技能実習生が不利益を被ることのないよう注意喚起してください。

記

- 1 千葉県では、試験を円滑に実施するため、随時の実技試験で必要な材料・工具は、基本的に受検者が用意することとしており、独自に「**実技試験 準備品リスト**」（以下、「**準備品リスト**」）を作成しています。
- 2 **準備品リストに記載されている物品を必ず準備・持参してください***。
- 3 **持参する物品類は、準備品リストの寸法・規格等の指定を守ってください。**

※実施要領・実技試験問題は全国統一のものです。そこに「支給材料」「試験場で準備するもの」と記載されていても、千葉県の「準備品リスト」を優先してください。

ご不明な点がございましたら、事前にお問い合わせください。

千葉県職業能力開発協会
技能検定課 担当：根本、金木
TEL：043-296-1150
FAX：043-296-1186
E-mail：kentei2@chivada.or.jp